

(様式1)

個人

社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会
賛助会員入会申込書

申込年月日	令和 年 月 日
ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
申込口数	_____ 口 × 2,000円 = _____ 円
法人ホームページ・ 広報紙への掲載内容	ホームページ (氏名・会費口数・匿名希望)
	広報紙 (氏名・会費口数・匿名希望)
寄附金受領証明書の 送付を希望	する ・ しない
会費お支払い方法	<input type="checkbox"/> 窓口にて現金でお支払い
	<input type="checkbox"/> 銀行振込 銀行振り込みの場合、請求書到着後2週間以内にお振込み下さい。 なお、振込手数料はお客様の負担となります。 ※振込先 七十七銀行 幸町支店 普通 9077197 社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会 会長 森 正義
(事務局記入欄) 会員番号 番	

社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会 賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会（以下「法人」という。）定款第30条および定款施行細則第20条に基づき、賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、法人の目的に賛同し協力する個人または企業・団体とする。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、「賛助会員入会申込書」を提出するものとする。
- 3 賛助会員入会申込書の提出（入会時）年度ごとの会費納入および会長の承認をもって、当該年度の賛助会員とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会員の年会費は、次のとおりとする。

個人会員	一口	2,000円
企業・団体会員	一口	10,000円

(賛助会員の特典)

第4条 賛助会員の特典は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙「県障みやぎ」等や日本身体障害者団体連合会の機関紙の送付
- (2) 法人が主催する各種事業の案内
- (3) 法人ホームページと広報紙での紹介

(会員資格の喪失)

第5条 賛助会員は、年度内に賛助会費を納入しない場合は、その資格を失うものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年7月1日から一部改正する。